



平成19年度における消防防災施設等の整備に係る主な財政措置について ～「消防広域化支援対策」(仮称)の創設～

消防・救急課

消防防災行政に必要な経費については、市町村の消防行政に必要な職員の給与費や消防車などの車両の整備に必要な経費をはじめ、都道府県における消防防災行政に必要な事務費、市町村の防災行政に必要な事務費等を普通交付税の基準財政需要額に適切に算入とともに、国庫補助金、地方債など、様々な財政措置を講じてきました。

しかしながら、消防防災施設等の整備に対する消防防災施設等整備費補助金については、いわゆる「三位一体の改革」に伴って平成17年度及び平成18年度の2か年度で、その一部が廃止・一般財源化され、これによって、消防防災施設等の整備に対する国庫補助金の割合が低下しています。

一方、「三位一体の改革」に伴って廃止・一般財源化された消防防災設備整備費補助金の対象施設については、引き続きその整備が円滑に実施できるよう、平成18年度から「施設整備事業（一般財源化分）」として、地方債措置と地方交付税措置を組み合わせた地方財政措置が講じられています。

また、市町村の消防の広域化への取組みを支援するため、平成19年度から新たに「消防広域化支援対策」(仮称)として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政措置を講じることになりました。

このほか、消防防災施設等の整備については、「防災基盤整備事業」などの様々な地方財政措置を講じているところであり、以下、平成19年度における消防防災施設等の整備に係る主な財政措置について紹介することとします。

1. 「消防広域化支援対策」(仮称)の創設

平成18年6月に成立した「消防組織法の一部を改正する法律」(平成18年法律第64号)の施行に伴い、都道府県は消防広域化推進計画を定め、また、広域化対象市町村は広域消

防運営計画を作成して、自主的な市町村の消防の広域化を推進することとされていますが、このような取組みを支援するため、平成19年度から「消防広域化支援対策」(仮称)として、これらの計画作成に係る経費及び消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、市町村の消防の広域化に支障の生じることがないよう、必要な財政措置を講じることとなりました。

消防広域化支援対策(仮称)

—平成19年度—

市町村の消防の広域化への取組みを支援するため、平成19年度から「消防広域化支援対策」(仮称)として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政支援措置を講じる。

市町村分

I. 広域消防運営計画の作成経費

- 一圏域当たり500万円を特別交付税において措置する。

II. 消防の広域化に伴い必要となる経費（消防広域化臨時経費）

- 消防の広域化に伴い臨時に必要となる次の経費の一般財源所要額の2分の1を特別交付税において措置する。
 - ① 消防本部・施設の統合・署所の再配置に伴う通信等施設・設備の整備に要する経費
 - ② 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
 - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
 - ④ その他広域化整備に要する経費

III. 消防署所等の整備

1. 一般単独事業

- (1) 広域化対象市町村が、消防の広域化に伴って、消防力の整備指針にもとづき行なわなければならない広域消防運営計画に定められた消防署所等の整備を支援する。
 - ・一般単独事業債 充当率90%
 - ・交付税措置 元利償還金の30%（交付税措置率 27%）
- (2) 消防の広域化に伴う消防庁舎の整備を支援する。
 - ・一般単独事業債 充当率90% [通常充当率：市町村75%（指定都市70%）]

2. 消防広域化対策事業（防災基盤整備事業）

- 消防の広域化に伴い新・改築する庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備を支援する。
 - ・防災対策事業債 充当率75%
 - ・交付税措置 元利償還金の30%（交付税措置率 22.5%）

IV. 消防通信・指令施設の整備

○ 消防防災施設整備事業（防災基盤整備事業（特に推進すべき事業））

消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備を支援する。

- ・防災対策事業債 充当率90%
- ・交付税措置 元利償還金の50%（交付税措置率 45%）

V. その他

○ 国庫補助金の優先配分

消防の広域化を行う消防本部の消防防災施設等整備費補助金を優先配分する。

都道府県分

I. 消防広域化推進計画の策定経費

- 所要額（平成18年度は2,945千円）を普通交付税において措置する。

上記の措置については、今後、消防の広域化の状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととしている。

なお、消防車両等の整備については、防災基盤整備事業（緊急消防援助隊施設整備事業）、施設整備事業（一般財源化分）、過疎債、辺地債等を効果的に活用することにより、市町村の消防の広域化を計画的に推進することとしている。

対象事業については別添のとおりですが、主な財政措置は次のとおりです。

(1) 消防署所等の整備

消防署所等の整備については、これまで地方債の元利償還金を普通交付税の基準財政需要額に算入する措置は行われてこなかったところですが、今回の消防組織法の一部改正に伴う市町村の消防の広域化に限り、①広域化対象市町村が、消防の広域化に伴って、消防力の整備指針にもとづき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署所等（消防署、出張所、分遣所、駐在所、派出所、指令センター等）の整備（土地の取得経費を含まない。）については、事業費の概ね90%に一般単独事業債（一般事業・一般分）を充当し、元利償還金の30%に相当する額を、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入することとなりました。

また、①の措置の対象とならない、②広域化に伴う消防本部等の庁舎の整備については、元利償還金の基準財政需要額への算入はありませんが、引き続き一般単独事業債（一般事業・一般分）の充当率を90%に引き上げることとなりました。

なお、消防の広域化に伴い新・改築する庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備については、引き続き防災基盤整備事業の対象とし、事業費の概ね75%に防災対策事業債を充当し、元利償還金の30%に相当する額を、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入することとなりました。

(2) 消防通信・指令施設の整備

広域化及び広域共同整備に伴う消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備については、引き続き防災基盤整備事業の対象とし、事業費の概ね90%に防災対策事業債を充当し、元利償還金の50%に相当する額を、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入することとなりました。

(3) 国庫補助金の優先配分

消防防災施設等整備費補助金については、平成19年度から全ての補助対象施設について、広域化を行う消防本部に優先配分を行うこととしました。

(4) その他

このほか、都道府県における計画策定経費については、昨年度と同様の普通交付税

措置を、市町村における計画策定経費、広域化に伴い必要となる臨時経費については、昨年度と同様の特別交付税措置を講じることとなりました。

なお、(1)の財政措置の要件等の詳細な部分については、現在調整中であり、後日、改めてお知らせすることとなります。

2. 平成19年度消防防災施設等整備費補助金予算(案)

平成19年度予算(案)については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)で示された今後5年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算であり、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していくこととされ、このため、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施するとともに、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとされました。

平成19年度消防防災施設等整備費補助金予算(案)

(単位：百万円、%)

事 項	19年度 予算(案) (A)	18年度 当初予算額 (B)	増 減 (C)=(A)-(B)	対前年度比 (A)/(B)	備 考
1. 消防防災施設整備費補助金	3,351	3,455	-104	97.0	
(ア) 耐震性貯水槽	2,155	2,110	45	102.1	
(イ) 備蓄倉庫	8	0	8	皆 増	
(ウ) 画像伝送システム	473	0	473	皆 増	
(エ) 高機能消防指令センター総合整備事業	700	1,346	-645	52.0	
(オ) 広域訓練拠点施設整備事業	0	0	0	0.0	
(カ) 退避壕 等	0	0	0	0.0	
(キ) 防火水槽（林野分）	15	0	15	皆 増	
(ク) 林野火災用活動拠点広場	0	0	0	0.0	
2. 緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,000	5,000	0	100.0	義務的補助金
(ア) 広域応援対応型消防艇	0	0	0	0.0	
(イ) 災害対応特殊消防ポンプ自動車	725	932	-206	77.9	
(ウ) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	206	250	-44	82.4	
(エ) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	1,003	958	46	104.8	
(オ) 災害対応特殊高発泡車	0	0	0	0.0	
(カ) 災害対応特殊屈折放水塔車	0	0	0	0.0	
(キ) 特殊災害対応自動車	100	150	-50	66.7	
(ク) 救助消防ヘリコプター	960	480	480	200.0	
(ケ) 救助消防ヘリコプターテレビ電送システム	256	110	145	231.8	
(コ) ヘリコプター高度化資機材	158	53	105	300.0	
(サ) 救助工作車 II型・III型・IV型	221	367	-146	60.2	
(シ) 救助用資機材	105	131	-26	80.0	
(ス) テロ対策用特殊救助資機材	38	38	0	100.0	
(セ) 高度救助用資機材	203	203	0	100.0	
(ソ) 高度探査装置	35	35	0	100.0	
(タ) 災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材	942	1,252	-309	75.3	
(チ) 支援車 I型・II型・III型・IV型	46	36	10	127.9	
(ヅ) 援助隊用支援資機材等	3	7	-4	42.9	
(テ) 消防救急デジタル無線設備	0	0	0	0.0	
合 計	8,351	8,455	-104	98.8	

※端数処理の結果、増減及び合計が一致しない場合がある。



また、地方公共団体に対して交付される国庫補助金については、前年度当初予算額を下回るよう抑制することを目指すこととされるとともに、「公共事業関係費」については、総額を前年度予算額から3%減算した額及び重点化促進加算額の合計額の範囲内とすることを基本に厳しく抑制することとされ、また、「義務的経費」については、自然増を放置することなく、制度・施策の抜本的見直しを行い歳出の抑制を図ることとされました。

このような厳しい状況の下で消防防災施設等整備費補助金については、総額83億51百万円（対前年度当初予算比1億4百万円、1.2%の減）の予算（案）を確保しました。

平成19年度の消防防災施設等整備費補助金予算（案）の内訳は、次のとおりです。

○消防防災施設整備費補助金 33億51百万円

（対前年度当初予算比1億4百万円、3.0%減）

○緊急消防援助隊設備整備費補助金 50億円
(前年度当初予算同額)

また、平成19年度予算（案）における主な改正事項は以下のとおりです。

① 緊急消防援助隊設備整備費補助金について、大規模災害時における緊急消防援助隊の活動に必要不可欠な次の設備を、補助対象設備に加えました。

ア 阪神・淡路大震災を踏まえて平成7年度の第2次補正予算で整備した、自衛隊機（C-130）に2台同時に積載可能な「救助工作車IV型」

イ 乗車定員20名以上で支援資機材等の積載空間が確保され、指揮本部や休憩場所に活用可能な「支援車III型（多目的高機動車）」

ウ 災害対策本部と現場指揮本部等々の連絡体制を確保するため、小型車両で通信機能等が強化された「支援車IV型（高機動支援車）」

② 財務省における零細補助金の基準との整合を図るために、消防防災施設整備費補助金又は緊急消防援助隊設備整備費補助金ごとに一団体当たりの補助金交付決定額が、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市（指定都市の加入する一部事務組合を含む。以下「指定都市等」という。）にあっては8,500万円未満（改正前は8,000万円未満）、指定都市等以外

の市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）にあっては850万円未満（改正前は800万円未満）となる場合には、補助金を配分しないこととしました。

なお、補助金を効率的かつ効果的に執行するため、平成19年度分から交付決定までの作業を約1か月前倒しすることとしていますので、ご留意願います。

3. 施設整備事業（一般財源化分）

国庫補助負担金改革における施設整備に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、地方公共団体において引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、平成18年度に施設整備事業（一般財源化分）として地方債措置と地方交付税措置を組み合わせた地方財政措置が講じられ、消防防災施設の整備事業についても対象とされています。

（1）対象事業

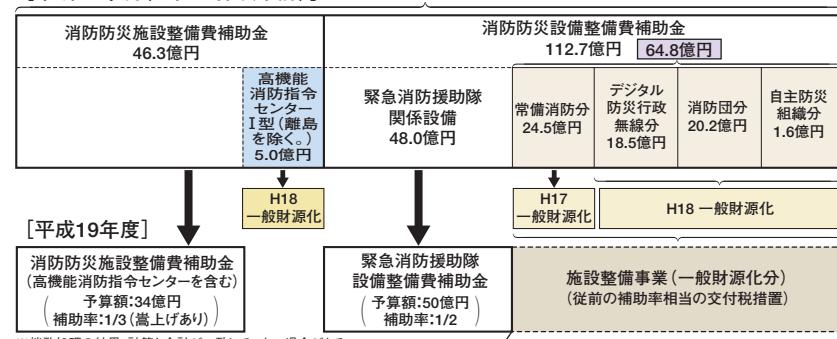
廃止前の消防防災設備整備費補助金の補助対象施設

消防防災施設に係る財政措置の改正

【国庫補助金の改正】

[平成16年度(三位一体改革前)]

159.0億円



【改正後の地方財政措置(平成19年度)】

区分	防災基盤整備事業	施設整備事業(一般財源化分) (平成18年度創設)											
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○消防防災施設整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設、消防水利施設、初期消火資機材等 ・消防団に整備される施設 ・消防本部又は消防署に整備される施設 ・国民保護関係等 ・防災行政無線（デジタル方式、全国瞬時警報システム（J-ALERT）） ・消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター） ○消防広域化対策事業 ○緊急消防援助隊施設整備事業 	三位一体改革により廃止・一般財源化された消防防災施設整備費補助金の補助対象施設が対象（適性があるものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ・常備消防施設 ・消防団に整備される施設 ・デジタル防災行政無線 ・自主防災組織に整備される施設 											
財政措置	<ul style="list-style-type: none"> ○一般の事業 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">防災対策事業債 75%</td> <td style="padding: 5px;">一般財源 25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">(交付税算入率 30%)</td> </tr> </table> <p>*交付税措置率 22.5%~75%（充当率）×30%（交付税算入率）</p> ○特に推進すべき事業 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">防災対策事業債 90%</td> <td style="padding: 5px;">一般財源 10%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">(交付税算入率 50%)</td> </tr> </table> <p>*1. 交付税措置率 45%~90%（充当率）×50%（交付税算入率） 2. 対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ・消防団に整備される施設 ・防災行政無線（デジタル方式、J-ALERT） ・消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）のうち広域化に係るもの。 </p> 	防災対策事業債 75%	一般財源 25%	(交付税算入率 30%)		防災対策事業債 90%	一般財源 10%	(交付税算入率 50%)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; background-color: #ffffcc;">施設整備事業(一般財源化分) 1/3(従前の補助率相当の充當率)</td> <td style="padding: 5px; background-color: #ffffcc;">ある場合はその額</td> <td style="padding: 5px;">一般財源</td> </tr> </table> <p>補助基準額相当</p> <p>*交付税措置率（従前の補助率相当） 従前の補助率（充当率）×100%（交付税算入率）</p>	施設整備事業(一般財源化分) 1/3(従前の補助率相当の充當率)	ある場合はその額	一般財源
防災対策事業債 75%	一般財源 25%												
(交付税算入率 30%)													
防災対策事業債 90%	一般財源 10%												
(交付税算入率 50%)													
施設整備事業(一般財源化分) 1/3(従前の補助率相当の充當率)	ある場合はその額	一般財源											

で、平成17年度及び平成18年度に「三位一体の改革」により廃止・一般財源化された以下の事業（適債性がある事業に限る。）

- ① 常備消防施設
- ② 消防団に整備される施設
- ③ デジタル防災行政無線
- ④ 自主防災組織に整備される施設

(2) 財政措置

「三位一体の改革」に伴って廃止・一般財源化された消防防災設備整備費補助金の従前の補助金相当部分（補助率の嵩上げがあったものについては、嵩上げ部分を含む。）に充当可能であり、その元利償還金については、後年度、全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

(3) その他

起債事業費の算定に当たっては、廃止前の消防防災設備整備費補助金交付要綱の例により算定した補助基準額となるため、①常備消防施設については平成16年度の補助金交付要綱の例によって、②消防団に整備される施設、③デジタル防災行政無線、④自主防災組織に整備される施設については、平成17年度の補助金交付要綱の例によって算定することとされています。

4. 防災基盤整備事業

大規模災害や武力攻撃事態等の発生時における被害の軽減につながる、地方公共団体における「災害等に強い安心安全なまちづくり」のための防災基盤の整備を支援します。

(1) 対象事業

① 消防防災施設整備事業

- ア 防災拠点施設、消防水利施設、初期消火資機材 等
- イ 消防団に整備される施設
- ウ 消防本部又は消防署に整備される施設（国民保護関係等）
- エ 防災行政無線（全国瞬時警報システム（J-ALERT）を含む。）
- オ 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）

② 消防広域化対策事業

③ 緊急消防援助隊施設整備事業

(2) 財政措置

事業費の概ね75%（特に推進すべき事業については概ね90%）に防災対策事業債を充当し、元利償還金の30%（特に推進すべき事業につい

ては50%）に相当する額が、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

- ※ 特に推進すべき事業とは、イ. 消防団に整備される施設、
エ. 防災行政無線（デジタル方式、J-ALERT）、オ. 消防通信・指令施設（広域共同整備に係るもの）

5. その他

このほか、消防防災施設等の整備に対しては、合併特例事業、過疎対策事業、辺地対策事業、一般単独事業、一般補助施設整備等事業などの地方財政措置を活用することができますので、各地方団体におかれでは、これらの制度を十分に活用して、市町村の消防の広域化に積極的に取り組むとともに、より自主的・主体的に必要な消防防災施設等を計画的に整備し、住民の安心安全の確保に努められることを期待しております。

なお、消防防災施設等の整備に係る主な財政措置については、最新の情報を消防庁のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

消防財政関係情報：http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/zaisei_info/index.html

消防防災施設等の整備に係る主な財政措置（平成19年度）

1. 消防防災施設等整備費補助金

- ① 消防防災施設整備費補助金 H19 予算（案）34億円（H18 当初予算 35億円）

補助率 1/3・1/2 (嵩上げあり)	一般財源 2/3・1/2 ※
------------------------	----------------

※一般補助施設整備等事業債、過疎対策事業債の充当可

- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金 H19 予算（案）50億円（H18 当初予算 50億円）

補助率 1/2	一般財源 1/2 ※
---------	------------

※一般補助施設整備等事業債、過疎対策事業債の充当可

2. 地方債…（交付税算入率）は、地方債発行額に対する割合です。

- ① 施設整備事業（一般財源化分）

施設整備事業 (一般財源化分) 1/3 (交付税算入率 100%)	嵩上→	一般財源 ※	継足単独
---	-----	--------	------

※一般単独事業債、過疎対策事業債の充当可。

○充当率は補助率と同様（嵩上を含む）

○起債対象事業費は補助基準額と同額（継足単独を含まず）

- ② 防災基盤整備事業

ア. 一般の事業

防災対策事業債 75% (交付税算入率 30%)	一般財源 25%
-----------------------------	----------

イ. 特に推進すべき事業

防災対策事業債 90% (交付税算入率 50%)	一般財源 10%
-----------------------------	----------

- ③ 公共施設等耐震化事業

防災対策事業債 90% (交付税算入率 50%)	一般財源 10%
-----------------------------	----------

- ④ 過疎対策事業・辺地対策事業

過疎対策事業債・辺地対策事業債 100% (交付税算入率 70% (80%))	
--	--

※過疎地域自立促進重点事業は、過疎対策事業債により適切に配慮されます。

- ⑤ 一般単独事業・一般補助施設整備等事業（充当率は以下のとおり）

	消防庁舎	防災及び震災対策施設	その他の消防施設
都道府県	70%	90%	85%
指定都市	70%	90%	90%
市・町・村	75%	90%	90%

※指定都市、市町村の消防庁舎で広域化に係るものは充当率90%

※消防組織法にもとづく広域化対象市町村が、消防の広域化に伴って、消防力の整備指針にもとづき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署所等の整備に係るものは充当率90%、元利償還金の交付税算入率30%（交付税措置率27%）